

## 官庁施設における木造耐火建築物の整備手法の検討会設置規約

### (設置)

第1条 国土交通省大臣官房官庁営繕部に、官庁施設における木造耐火建築物の整備手法の検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 検討会は、木造耐火建築物について、官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に設計する手法を検討することを目的とする。

### (委員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

### (座長)

第4条 検討会には座長を置く。

2 検討会の座長は、検討会に属する委員の互選により選任する。

### (検討会の議事)

第5条 検討会の議事は原則として非公開とする。

2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。

3 検討会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

4 前2項の規定にかかわらず、検討会において特に必要があると認めた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

### (参考人の出席)

第6条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

第7条 検討会委員、オブザーバー及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(オブザーバー)

第8条 検討会に、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、次のとおりとする。

(1) 国土交通省住宅局、農林水産省林野庁

(2) 上記のほか、座長が必要と認めた者

3 オブザーバーは検討会に出席し、求めに応じて発言することができる。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

1 この規約は、平成23年10月5日から施行する。